

令和元年（行コ）第27号 川内原子力発電所設置変更許可取消請求控訴事件

令和7年8月27日判決言渡

判 決 骨 子

【結 論】控訴棄却（※控訴人2名につき訴訟終了）

【当事者】控訴人青柳行信ほか（計29名） 被控訴人国 訴訟参加人九州電力株式会社

【裁判所】福岡高等裁判所第4民事部 松田典浩裁判長、志賀勝、穂苅学

【事案の概要】原審原告らが、国に対し、原子力規制委員会が平成26年9月10日付けで九州電力株式会社に対してした川内原発1号炉及び2号炉の設置変更許可処分の取消しを求めた行政訴訟。福岡地方裁判所は、一部の原審原告の訴えにつき原告適格が認められず不適法であるとして却下し、その余の原審原告の請求を棄却。一部の原審原告が控訴。

【理由】

1 原告適格

控訴人らのうち鹿児島県、熊本県及び福岡県に居住する者には原告適格があるが、富山県、神奈川県、東京都、埼玉県及び福島県に居住する者に原告適格があるとは認められない。

2 処分の違法性

発電用原子炉の設置変更許可処分については、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があり、その判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、違法と解するのが相当である。

本件処分の基準適合性審査において火山の影響に関する具体的審査基準として用いられた火山ガイドは、SSG-21をはじめとする安全上の指針に整合的であり、火山学に関する専門的知見を踏まえた検討を経て作成されたものであって、合理性を有することにつき相応の根拠があるといえる。

本件処分の基準適合性審査において、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があったとは認められない。

以 上